

令和8年(2026年)2月9日  
総務委員会資料  
総務部総務課

(第12号議案)

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第1条 (略) (議員報酬の額)	第1条 (略) (議員報酬の額)
第2条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員の議員報酬の月額(以下「議員報酬月額」という。)は、次の表のとおりとする。ただし、2以上の職に在職するときは、多い方の額とする。	第2条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員の議員報酬の月額(以下「議員報酬月額」という。)は、次の表のとおりとする。ただし、2以上の職に在職するときは、多い方の額とする。
議長 <u>941,900円</u>	議長 <u>909,200円</u>
副議長 <u>798,100円</u>	副議長 <u>770,400円</u>
委員長 <u>683,900円</u>	委員長 <u>660,100円</u>
副委員長 <u>653,000円</u>	副委員長 <u>630,300円</u>
上記以外の議員 <u>621,800円</u>	上記以外の議員 <u>600,200円</u>
第3条～第5条 (略) (期末手当)	第3条～第5条 (略) (期末手当)
第6条 (略) 2 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に <u>100分の213.5</u> を乗じて得た額に、次項に定める支給割合を乗じて得た額とする。 (1)・(2) (略)	第6条 (略) 2 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に <u>100分の211</u> を乗じて得た額に、次項に定める支給割合を乗じて得た額とする。 (1)・(2) (略)
3～5 (略) 附 則 (略)	3～5 (略) 附 則 (略)
附 則 <u>この条例は、令和8年3月1日から施行する。</u>	

(参考)

第2条関係

	議長	副議長	委員長	副委員長	議員
現 行	909,200	770,400	660,100	630,300	600,200
改正案	941,900	798,100	683,900	653,000	621,800
差	32,700	27,700	23,800	22,700	21,600

第6条関係

	6月	12月	年間
現 行	211/100	211/100	422/100
改正案	213.5/100	213.5/100	427/100
差	2.5/100	2.5/100	5/100